

令和3年度「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」（改定案）の概要・方向性について

1 基本的事項

1 計画改定の趣旨

- ・基本計画期間満了（令和3年3月）に伴う、取組の現状と課題を踏まえた改定
- ・社会情勢を踏まえた改定（令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大、ALPS処理水の処分方針の決定等）
- ・犯罪被害者等支援に特化した条例の制定により、安全・安心条例第21条「犯罪被害者等支援の推進」が削除されることに伴う改定

2 計画の性格

- (1)安全で安心な県づくりのための取組
- (2)自助・共助による自主的活動

3 計画の位置付け

- (1)総合計画の部門別計画
- (2)関係部門別計画等から特に自助・共助の促進に資する施策を統合し相互に連携

4 計画の期間

令和4年度～令和12年度

※総合計画に合わせた期間設定（期間中、必要に応じて見直しを行う）

5 指標の設定と進行管理

- ・目標としての「指標」の設定
- ・取組や指標の状況は毎年度公表

2 基本方針

1 基本目標 県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現

2 安全で安心な県づくり

- 激甚化する自然災害や廃炉作業の本格化、新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威の発生など、様々な事案における不安の高まり
- 人口減少などを始めとした県を取り巻く環境の変化
↓（安全で安心な県づくりの必要性）
- ・県民等の自主的活動を促進、行政を含めたネットワーク形成
- ・「安全」について理解を深め、真に「安心」を実感できる地域社会づくりのため、行政・県民等による情報交換と対話による信頼関係の強化
- ・分かりやすく、継続的な情報提供

3 基本的視点（基本理念）

- 計画推進の基本姿勢
 - ・行政、地域、事業者との連携・協力
 - ・復興に向け地域性に配慮し、個別施策を推進
- 安全で安心な県づくりの取組方向
- (1) 県民参画の推進
 - (2) 各主体相互の協働（連携・協力）の推進
 - (3) 分かりやすい情報提供と対話型議論（リスコミ）の推進
 - (4) 県民の基本的人権の尊重
 - (5) 人材の育成（人づくり）の推進

3 推進体制

1 市町村、県民等との協働（連携・協力）

2 県組織としての連携体制

3 緊急時の体制等の整備 …全庁的な危機管理体制の推進

4 現状と課題及び施策展開の方向性 (1/2)

資料3

現状と課題

施策展開の方向性

1 防災の推進

令和元年東日本台風や福島県中地震により県内で大きな被害が発生。自然災害の頻発化、激甚化は県民生活に大きな不安。自助・共助・公助の視点から防災力の一層の向上が課題。
 自助：一人一人の防災の意識向上に加え、避難行動実践の重要性が高まっている。
 共助：自主防災組織活動カバー率や消防団員数の充足率が低下しており、地域の安全安心の基盤が脆弱化。避難行動要支援者への対応を含め、地域ぐるみの防災活動の強化と活性化が課題。
 公助：迅速で分かりやすい防災情報の発信、コロナ禍での避難者支援、速やかな生活再建に向けた各種支援制度の周知が課題となっている。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|---------------------------|---|---------------------|
| (1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化 | | ※他項目への統合 |
| (2) 消防防災活動の充実 | | (1) 防災意識の向上と避難行動の実践 |
| (3) 防災意識の向上のための教育 | | (2) 地域防災活動の充実 |
| (4) 防災訓練の実施 | | (3) 消防防災活動の充実 |
| (5) 要配慮者及び被災者に対する支援 | | (4) 防災体制の整備 |

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

1 廃炉作業の長期的な監視を継続するとともに、進捗状況や県の安全監視の取組について、正しく分かりやすい情報提供を行う必要がある。ALPS 処理水の処分については、県民や関係団体から様々な意見が示されており、浄化処理の確実な実施や環境モニタリング、国内外に向けた正確な情報発信、万全な風評対策等に国、東京電力が責任を持って取り組むよう求めていく必要がある。
 2 福島第一・第二原発の廃炉が同時に進められるため、緊急事態が発生した場合にも的確に対応できるよう、日頃から国、県、市町村が連携した原子力防災体制の充実・強化を図る必要がある。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|---|---|-------------------------------------|
| (1) 原子力発電所の安全監視 | | (1) 原子力発電所の安全監視と ALPS 処理水への対応 |
| (2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに測定結果の県民等への情報提供 | | (2) 環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりやすい情報発信 |
| (3) 原子力防災対策の推進 | | (3) 原子力防災体制の充実・強化 |

3 防犯の推進

1 近年、刑法犯認知件数については減少傾向が見られるが、なりすまし詐欺のような非対面型犯罪が増加するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にある。
 2 自主防犯活動の中心を担ってきた地域リーダーの高齢化や次世代への継承が困難な状況が見られる等、自主防犯活動の維持に対して様々な課題が顕在化している。
 3 防犯の推進に向けては、自助、共助、公助の視点での防犯環境の整備が重要である。特に子どもの安全確保に向けては、子どもの防犯意識の向上に向け心身の発達や年齢に応じた防犯教育を実施する等の取組を行っていく必要がある。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|-------------------------------------|---|-------------|
| (1) 防犯に関する周知啓発 | | (1) 防犯意識の向上 |
| (2) 防犯ボランティア団体等への支援 | | (2) 防犯活動の充実 |
| (3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備 | | (3) 防犯環境の整備 |
| (4) 犯罪防止に配慮した環境設計(施設、住宅等の整備及び管理)の普及 | | (4) 防犯体制の整備 |
| (5) 子どもの安全確保に関する施策の実施 | | |

4 虐待等対策の推進

1 家庭内や施設内等で弱い立場に置かれがちな人々への虐待が潜在化している。特に、被害者が子どもや高齢者、障がい者、外国人等である場合は、その背景や事情にも配慮する必要がある。
 新型コロナウイルスに伴う生活環境の変化により、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念される。
 2 虐待の早期発見と未然防止、また、虐待が発生した際の対応には、防止体制の強化や地域住民の認識を深め、地域をあげて対応することが重要である。
 3 ひとり親家庭や高齢者、障がい者等は、身体的な困難に加え、精神的、経済的な困難につながる場合があることから、自立や就業支援等の複合的な課題に包括的な支援を行っていく必要がある。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|-----------------------|---|------------------------|
| (1) 虐待等防止のための周知啓発 | | (1) 虐待等防止のための意識の向上 |
| (2) 虐待等の防止体制の整備 | | (2) 虐待等の防止体制の強化 |
| (3) 虐待等の被害又はその家族等への支援 | | (3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援 |

5 交通安全の推進

1 本県の交通事故は年々減少傾向にあるが、東北各県と比較しても交通事故死者数が多いことから、交通事故防止対策は今後も全力を挙げて取り組むべき課題となっている。
 特に、交通事故死者に占める高齢者の割合が全体の約半数であることや、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっている。
 2 少子高齢化がますます進行する社会情勢の中で、高齢者、子ども等の安全を確保するため、生活道路の道路交差点整備に配慮した交通安全対策を推進する必要がある。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|------------------------------------|---|--------------------------|
| (1) 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備 | | (1) 交通安全意識の向上 |
| (2) 交通安全に関する教育及び広報啓発 | | (2) 交通安全活動の充実 |
| | | (3) 道路交通環境に配慮した交通安全対策の推進 |

現状と課題

施策展開の方向性

6 医療に関する県民参画等の推進

- 1 県内死亡原因の約6割は生活習慣病によるものであり、セルフ・ケアを基本とした生活習慣を心がけ、実践することが大切である。特にがんについては、検診受診率が低く、県民一人一人が正しい知識を身につけ、発症予防及び早期発見につなげていくことが求められる。また、糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備群が増加しており、健診等を利用し予防に努めることが求められている。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、様々な活動に甚大な影響を与えている。新型コロナウイルス感染症の鎮静化には、正しい知識の普及啓発と拡大防止対策の徹底が必要である。
- 3 放射線による健康影響等に対する県民の捉え方が変化してきているが、健康に対する潜在的な不安が残っており、今後も継続して正確かつ分かりやすい情報発信が課題である。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|------------------------------|---|------------------------------|
| (1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発 | | (1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発 |
| (2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進 | | (2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進 |
| (3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化 | | (3) 行政と医療関係団体との連携の強化 |
| (4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理 | | (4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理 |

7 食品の安全確保の推進

- 1 食の安全に関わる様々な事件、事故の発生や、食の安全に関する情報の氾濫により、県民自らが食品の安全性を判断することが困難な現状にあることから、県民自らが食品の安全性を正しく判断できるよう、知識の普及と情報提供が重要である。
- 2 安全で安心な食品の提供のため、消費者の視点を重視し、食品の安全確保及び消費者の安全確保を図るため、生産から消費に至る一貫した食品安全対策の取組を継続していく必要がある。
- 3 食品中の放射性物質対策について、生産から消費に至る事業者の自主的取組の支援、生産現場での監視指導、食品の検査、迅速で正確な情報発信や正確な知識の普及等が求められている。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|------------------------------------|---|-------------------------|
| (1)安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化 | | (1) 県民の食品の安全確保に関する意識の向上 |
| (2)食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進 | | (2) 食品の安全対策の強化 |
| (3) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化 | | (3) 食品中の放射性物質対策への取組 |
| (4) 食品中の放射性物質対策への取組 | | |

8 生活環境の保全

- 1 県内の水環境や大気環境は、概ね環境基準を達成しており良好な状況にあるが、今後とも継続的に環境保全対策を推進していく必要がある。
- 2 環境の保全を図るためには、社会経済活動等による環境への負荷をできる限り低減することが重要であり、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割分担のもと連携して環境負荷を極力少なくする取組を実践することが必要である。
- 3 福島第一原子力発電所事故による原子力災害の発生から10年が経過したが、引き続き、きめ細かなモニタリングを実施し、正確なデータを分かりやすく情報発信する必要がある。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|
| (1) 環境の状況の監視及び調査 | | (1) 生活環境保全に関する意識の向上 |
| (2) 生活環境の保全に関する周知啓発 | | (2) 環境保全対策の強化(監視、調査を含む) |
| (3) リスクコミュニケーションの推進 | | (3) 生活環境保全のための体制の整備 |
| (4) 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策 | | (4) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復 |
| (5) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復 | | |

9 消費者の安全確保の推進

- 1 自立した消費者を育成するため、必要な知識を身に付けるための適切な情報提供や啓発を行う必要がある。また、SDGsの観点から一人一人の消費者が人や社会、地球環境に配慮した賢い消費行動を行う消費者市民社会の実現に向けた取組への必要性が高まっている。
- 2 商品やサービス、契約等に関する違反事業者への監視及び指導の重要性は年々高まっており、特に広域的な連携による監視、指導体制の強化が求められている。
- 3 消費者被害の防止と救済のため、迅速かつ的確な相談機能の充実強化が求められている。

| 現行 | ⇒ | 見直し案 |
|------------------------|---|--------------------|
| (1) 自立した消費者の育成 | | (1) 消費者の安全意識の向上 |
| (2) 消費者被害の救済 | | (2) 消費者のための安全対策の強化 |
| (3) 事業者及び事業者団体への監視及び指導 | | (3) 消費者被害の防止と救済 |

【今後の日程等について】

本計画については今年度末（令和4年3月）の改正を予定しており、おおそ下記のとおり会議開催等を見込んでいます。

○推進会議の開催：2回の開催を予定（第2回：中間整理案の検討(11月中旬を予定)、第3回：最終案検討(令和4年2月中旬を予定)）

※第2回開催時の意見を踏まえ、年末を目途にパブリックコメント及び市町村への意見照会を実施する予定です。